

募集要項 先進技術展開（グリーン戦略）分野に係る人材育成事業 海外セミナー

1. 要件等

事業の趣旨		
グリーン成長戦略の重要分野やAETI（アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ）に基づく産業技術等（新技術・先進技術）を研究・開発して社会実装等を目指す日本企業等の取り組みへの理解向上や新技術・先進技術の普及促進、脱炭素化への国際的認識醸成を目的とした事業です。		
対象国・地域および実施国		
アジア(中東を含む)の国・地域等		
申請企業の要件		
申請者は、以下の要件を満たす必要があります。 ・日本の法人格を有する企業・団体、大学等の高等教育機関。 ・セミナー実施及び経費負担能力を有すること。 ・実施国・地域において、必要に応じてセミナーの準備と実施を補佐する企業・団体（海外協力機関）を確保できること。^{注1}		
実施形態		
日本企業、業界団体、大学等の高等教育機関が、日本企業等の脱炭素技術の理解醸成や普及・展開に資することを目的としたセミナーを現地にて実施する。		
(a) 現地セミナー（対面）		(b) 遠隔セミナー（オンライン）
日本等から海外に講演者を派遣してセミナーを実施する（一部遠隔も含む）。		日本等から講演者が遠隔で登壇してセミナーを実施する。
【実施例】 ① 日本の団体/企業が、日本が有する先進技術の優位性を浸透させるため、海外において現地企業、団体、高等教育機関等を通し、当該技術の研究開発、実用化に関心を持つ参加者を募り、日本から講師を派遣しセミナーを開催する。 ② 先進技術を有する日本企業が海外展開にあたり、コンソーシアムを組む企業、団体関係者を対象に日本から講師を派遣し、関連技術の理解醸成のための講義、ディスカッションを行うセミナーを開催する。		
対象分野		
グリーン成長戦略に示される産業分野やAETIの枠組みで策定されるエネルギー・トランジション・ロードマップにおいてとりあげられる産業分野に基づく脱炭素関係技術（温室効果ガス排出量可視化技術を含む）等【グリーン成長戦略に示される産業分野例】		
洋上風力・太陽光・地熱産業	水素、燃料アンモニア産業	次世代熱エネルギー産業
原子力産業	自動車・蓄電池産業	半導体・情報通信産業
航空機産業	カーボンリサイクル・マテリアル産業	次世代電力マネジメント
※申請されるセミナーが直接的又は間接的に軍事目的に関連するものである場合は、利用できません。		

実施期間
実施期間：1日当たり2時間以上で実施してください。 原則として、2024年2月末までに実施するようにご計画ください。
参加者募集方法
公募または申請者による推薦
申請者が実施すべき事項
・実施日程、講師、実施国、テーマ等を海外協力機関と調整し確定させる。 ・事前準備、参加者の募集、当日の運営 ・実施報告の作成、経費精算 ・公開可能なセミナー資料（写真含む）の提出

注 1: セミナーを確実に実施するために、セミナー実施国の企業・団体（現地子会社等）であって、申請者の要請に基づきセミナーの準備及び実施を補佐する「海外協力機関」として、以下の業務を行う。

- ① 参加者の募集、選考への協力
- ② 現地事務局としてのセミナー実施全般の管理及び運営
- ③ その他セミナーの準備、実施のために実施国・地域で発生する業務

2. 補助対象経費

本研修の実施に当たり、AOTS 規程に基づき国庫補助金が適用されます。

補助対象となる経費の種類
①講師謝金 ②通訳謝金 ③講師通訳等旅費（旅費、日当、宿泊費、及び管理員の事前調整・セミナー実施運営のための出張の旅費、日当、宿泊費）④会議費・施設借上費 ⑤工場視察費 ⑥資料作成費 ⑦機材調達・環境等整備費 ⑧資機材費 ⑨消耗品費 ⑩現地運営関係費 ⑪外注費
補助および経費負担
補助対象経費として認められるセミナー実施費（精算額）に対し、補助率適用区分に基づき国庫補助金が適用されます。 申請者にはセミナー実施分担金（国庫補助金以外の経費相当分）、及び付帯する事務経費相当額として事業管理分担金を国庫補助対象経費総額の8%をご負担いただきます。 （例）セミナー実施申請者が学校法人・団体に該当する場合は、補助対象となるセミナーの実施費（精算額）が200万円（補助額150万円＝200万円×3/4）の場合、申請者のご負担額は、計66万円になります。 $(200 \text{ 万円} \times 1/4) + (200 \text{ 万円} \times 8\%) = 50 \text{ 万円} + 16 \text{ 万円} = \underline{66 \text{ 万円}}$
補助率適用区分
・学校法人・団体：補助対象経費の3/4を補助 ・中堅・中小企業：補助対象経費の1/2を補助 ・大企業：補助対象経費の1/3を補助 *中堅企業は資本金10億円未満の企業、中小企業は中小企業基本法に規定されている通りです。 http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html ただし、以下のいずれかに該当する事業者は中堅・中小企業としません。 ー資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小企業、及び資本金（出資金）が10億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中堅企業 ーお申込み時点で、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える事業者

3. 申込方法

募集期間
常時募集しております。 ※予算の執行状況によっては、途中で募集終了となる場合もございます。
申込方法
まずは、お電話、または E-mail にて検討されているセミナーの概要（対象国、内容、開催日数等）をご連絡下さい。概要をお伺いした後、お申込みのための書類の準備、段取りなどについてご案内致します。 お申込みのための書類と手続きについては、4. 申込みから実施、精算までの流れをご参照ください。
提出先
一般財団法人 海外産業人材育成協会 企業連携部 研修・派遣業務グループ 〒120-8534 東京都足立区千住東 1-30-1 TEL: 03-3888-8221 FAX: 03-3888-8428 E-mail: kigyo-inquiry-az@aots.jp

※AOTSの個人情報保護方針について:詳細は当協会ホームページ(<https://www.aots.jp/privacy-policy/>)に公開しています。本文書にご記入の個人情報は、当協会の個人情報保護方針に基づき、安全に管理し保護の徹底に努めます。また、セミナーに係る事務手続き並びに当協会からの各種ご案内等に使用します。

4. 申込みから実施、精算までの流れ

仮申込み
「セミナー実施希望申込書」を提出し、仮申込みを行ってください。 AOTS 内部でお申込み内容を確認し、審査対象となる場合には、本申込み書類作成の連絡をします。
本申込み書類の提出
仮申込み受理の連絡を受けた後、「セミナー実施申請書」（AOTS 書式）を提出してください。 【提出書類】 海外セミナー実施申請書 一式 セミナー実施申請書、中堅・中小企業申告書、実施計画書、講師/管理員/通訳略歴書、実施予算概算、日程案、個人情報の取り扱いについて 【添付書類】 (I) 財務諸表（決算書）（写） <u>*直近3年分</u> (II) 労働保険申告書（写） <u>*全事業所分</u> 従業員数で中小企業基本法における中小企業と判断する場合のみ提出 (III) 株主名簿等、出資者と出資比率を記載した書類（写）（中堅・中小企業のみ） (IV) 申請法人概要案内 ※ (V) 申請法人経歴書 ※ *申請法人の沿革が記載された文書 (VI) 登記簿謄本（写） ※ ※(IV)から(VI)は、AOTS が実施する補助事業を初めて利用する申請者にご提出頂きます。 (VII) 納税証明書 *必要に応じて提出を求めることがあります。
審査
(1) 申込内容について、審査委員会に諮ります。 評価基準は、以下の通りです。 ・セミナーで紹介する対象技術の妥当性 ・セミナー実施国又は対象国 ・セミナーの必要性、波及効果 ・実施目的、目標の明確性 ・実施内容、方法の妥当性 (2) 審査委員会で承認後、承認通知書を送付します。
セミナー実施に向けての準備・調整
・講師・通訳及びセミナー会場の手配 ・参加者募集 ・教材・機材の準備 ・現地やオンラインにおけるセミナー実施体制の確認等
セミナーの実施
・承認を受けた内容を AOTS セミナー実施マニュアルに沿って実施
セミナー実施完了報告及び精算払請求書と支払い
セミナー終了後 1 ヶ月以内にセミナー完了報告（参加者名簿を含む）及び精算払請求書を提出して頂きます。 精算払請求書受領後、提出書類を精査の上、AOTS より補助対象経費をお支払い致します。